

## 平成30年度静岡県相談支援従事者初任者研修実施要綱

### 1 研修の目的

本研修は、障害者総合支援法における相談支援事業及び障害福祉サービス事業、児童福祉法における障害児相談支援事業及び障害児支援事業に従事する人材の養成や資質の向上を図ることを目的とします。

### 2 研修期間

研修期間は5日間とし、下表のとおり1日目と2日目に共通講義を、3～5日目は地域別に5組に分けて講義及び演習を行います。

なお、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者になることを目的とする方も、5日間全てのカリキュラムを受講してください。

日程	地区	開催日		会場・住所
講義	共通	1日目	6月23日(土)	静岡県立大学大講堂 (静岡市駿河区谷田52-1)
		2日目	6月24日(日)	
講義 ・ 演習	東部	3日目	7月24日(火)	ぬまづ健康福祉プラザ サンウェルぬまづ 多目的ホール (沼津市日の出町1-15)
		4日目	7月31日(火)	
		5日目	9月6日(木)	
	中部1	3日目	7月19日(木)	静岡労政会館ホール (静岡市葵区黒金 町5-1 静岡県勤労者総合会館4階)
		4日目	7月27日(金)	
		5日目	9月10日(月)	
	中部2	3日目	7月20日(金)	静岡労政会館ホール (静岡市葵区黒金 町5-1 静岡県勤労者総合会館4階)
		4日目	8月1日(水)	
		5日目	9月11日(火)	
	中部3	3日目	7月25日(水)	静岡県総合社会福祉会館シズウェル703 (静岡市葵区駿府町1-70)
		4日目	8月2日(木)	
		5日目	9月14日(金)	
	西部	3日目	7月10日(火)	浜松市浜北文化センター大会議室 (浜松市浜北区貴布祢291-1)
		4日目	7月11日(水)	
		5日目	9月19日(水)	

※3～5日目の講義・演習については、東部・中部1・中部2・中部3・西部のいずれか受講決定通知書に記載の会場で受講してください。

※各会場とも受講者用の駐車場がないため、公共交通機関を利用してください。

### 3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課  
(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

#### 4 研修計画及び研修内容

**別紙1**のとおりとしますが、変更等があった場合には、県障害者政策課及びあしたか太陽の丘ホームページにて御案内します。

なお、本研修は、3日目の研修後に課外実習を実施し、演習事例を提出いただきます。研修中に案内する締切日までに、演習事例の提出がない場合又は事例に著しい不備が認められた場合には、修了証を交付しません。

#### 5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事務事業に従事する障害者(児)ケアマネジメントの知識や技術が必要となる行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の職員で以下に掲げる者とします。

##### ① 相談支援事業に従事する者

配置予定時までに相談支援専門員として必要な実務経験年数 (**別紙2**参照) を満たす見込みのある者

※相談支援事業に従事する者として申込みをした者は、平成30年度のサービス管理責任者等研修の受講を認めません。

##### ② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての業務を行う者

配置予定時までに、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として必要な実務経験年数 (**別紙3**、**別紙4**参照) を満たす見込みのある者

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務を行う予定の者は、本研修修了後にサービス管理責任者等研修を受講してください。(新規指定事業所として、昨年度サービス管理責任者等研修を修了している者を除きます。)

※サービス管理責任者等研修の受講を希望する場合、別途申込みが必要となるので留意願います。(サービス管理責任者等研修の申込みについては、別途、県障害者政策課ホームページに掲載します。)

※昨年度から、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の要件が変更されているので御注意ください。( **別紙3**、**別紙4**参照)

#### 6 受講定員

600人程度

## 7 受講申込み方法及び注意事項

申込み準備	・登録用のメールアドレスが必要です (研修申込み受付メールを、登録したアドレス宛てに送信します)
申込み手順	①静岡県電子申請システムのホームページへアクセス <a href="https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/">https://s-kantan.com/pref-shizuoka-u/</a> ②検索メニューの手続き名「静岡県相談支援従事者初任者研修」で検索 ③利用者登録を行い、パスワードを発行 (過去に利用者登録を行っている場合は手続き不要) ④利用者ID(メールアドレス)・パスワードによりログイン ⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請 ⑥登録メールアドレスに研修申込み受付メールが到着すれば受付完了
申込み期限	平成30年5月11日(金)17時 <b>※期限後は一切申請入力できません</b>

### 【注意事項】

- ① 申込みは、法人(又は各市町)ごとに行ってください。
- ② 県外の事業所に配置される予定の者は、本研修を受講できません。
- ③ 各事業所からの申込みは原則1人とします。また、同一法人内で複数名の申込みをする場合には、受講優先順位の高い方から申込みを行ってください。
- ④ 申込み後、半日程度経過しても研修申込み受付メールが届かない場合は、登録が完了していないおそれがあるため、必ず県障害者政策課(電話番号054-221-3599)まで確認をしてください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合、又は申込み内容に不備があった場合には受け付けできません。
- ⑥ 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、相談支援体制の整備のため、県から各市町に提供します。

## 8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が実務経験や法人ごとの申込み人数、配置予定時期等を勘案し、選考の上決定し、各法人の長あてに受講(可否)通知書を送付します(通知は5月下旬発送予定)。なお、やむを得ない事情により受講者の入替等を希望する場合は、平成30年6月5日(火)までに県障害者政策課(電話番号054-221-3599)へ御相談ください。(6月6日以降は入替等の対応には応じられません。)

## 9 修了証

研修の全課程を修了した者に、静岡県知事の修了証を授与します。

なお、以下のいずれかに該当する者に対しては、修了証を交付しません。

- ① 講義に遅れた場合(公的交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く。)
- ② 欠席・早退・離席等により全て又は一部のカリキュラムを受講できなかった場合
- ③ 私語・居眠り・スマートフォンの操作等、受講態度がふさわしくない場合
- ④ 演習事例の提出がない場合又は事例に著しい不備が認められた場合
- ⑤ 事前課題について所定の期限までに提出がない場合

## 10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費10,000円及びテキスト代4,000円（合計14,000円）を徴収します。

なお、受講費用は、いかなる理由があっても返金しません（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても受講費用は返金しません）。

また、研修会場への旅費、滞在費等は、受講者負担とします。

### ① 研修参加費：10,000円

- ・研修申込書に記載の法人住所へ県が送付する納入通知書により、納入通知書に記載の納期限までにお振り込み願います。

### ② テキスト代：4,000円

- ・研修初日に受付にて現金で徴収します。

## 11 その他

事業所の指定に先立ち、相談支援専門員、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の実務経験の確認が必要な場合は、各指定機関へ御確認ください。

	事業種別	問い合わせ先（指定機関）
相談支援専門員	特定相談 障害児相談	各市町障害福祉担当課
	一般相談（政令市）	静岡市障害福祉課 054-221-1098 浜松市障害保健福祉課 053-457-2860
	”（上記以外）	県福祉指導課 054-221-3772

  

	事業所の所在地	問い合わせ先（指定機関）
サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者	政令市	静岡市障害福祉課 054-221-1098 浜松市障害保健福祉課 053-457-2860
	政令市以外	県福祉指導課 054-221-3772

### 問い合わせ先

- ・社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 永井、坂井
- ・電話番号 055-923-7850（代）（受付時間：平日9:00～17:00）
- ・URL <http://www.a-taiyou.jp/>

※受講申込み入力フォーム（県電子申請システム）については、  
県障害者政策課（電話番号054-221-3599）へお問い合わせください。